

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

2022年6月30日

住 所 京都市右京区嵯峨明星町
1番地の1
事業者名 京都バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長 吉本 直樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- ・当社が保有する乗合車両におけるノンステップバス車の導入率は27%に留まっている。車両の更新と併せ、ノンステップバスを年に5両程度導入する。
- ・乗務員や現業係員の対応スキルを上げるため、教育担当者である運行管理者や指導運転士に外部講習会等を受講させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス 車椅子固定装置・スロープ	・今年度は5両、2023年度には年に5両程度導入、更新予定。 ・車椅子固定装置・スロープの定期的な点検の実施。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子利用者への役務の提供 ・ 入社時の教習 ・ 車内筆談具の維持管理 	<p>車椅子利用者の乗降の際に、乗務員が乗降の介助・固定装置の取扱いなどを行う。</p> <p>乗務員の入社時教習において、車椅子使用者に対する役務に関する教習を実施しており、その継続・改善を図る。</p> <p>聴覚障害者との意思疎通を図るために設置している車内筆談具の維持・管理体制の改善・継続。</p>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ターミナル等での案内業務	多客期においてターミナルや観光地でのバスのりばに係員を配置し、旅客の案内業務を実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車内後部案内モニターの設置 ・ 行先表示器のカラーLED化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車内のカラー液晶案内表示器を乗合全車両最前部に設置し、それに加え車両後部にも既に 73 両設置しているが、今後新車導入時に順次拡充する。 ・ 新規乗合車両にはカラー行先表示を採用する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の対応技術の向上	運行管理者及び指導運転士等について交通サポートマネージャー研修を受講させ、帰社後バリアフリーの基本知識を拡げるため乗務員の個別指導を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内放送での呼びかけ	車内放送において高齢者・障害者等への配慮を呼びかけているが、運行計画変更の時期に合わせて当放送を高齢者・障害者用施設等最寄りのバス停でも実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

老朽化したバス停標柱を更新し、バス停掲示の時刻表の視認性向上を図る。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社ホームページ上で公表する。

VI その他計画に関連する事項

移動等円滑化における車両の整備に関する事項は運輸部車両課、情報提供及び停留所や旅客施設に関する事項は運輸部営業課、教育訓練に関する事項は運輸部安全推進課が担当し、運輸部長が全体を統括する。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入するこ

と。

- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。